

北海道告示第11512号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第19号に掲げるえびかご漁業(日本海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年12月15日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
えびかご漁業	留萌・宗谷沿岸海域 2区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月30日まで	10隻	30トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和4年12月19日から令和5年 1月18日まで	(日1)	1. 許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、申請者の住所を所管する(総合)振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) [後志小型船に適用] 海中に敷設するかご数は、2,000個以内でなければならない。 [留萌小型船に適用] 海中に敷設するかご数は、2,050個以内でなければならない。 [留萌大型船に適用] 海中に敷設するかご数は、3月1日から8月31日までは2,000個以内、10月1日から翌年1月31日までは2,250個以内でなければならない。 (3) 使用するかごの大きさは、直径76センチメートル、高さ42センチメートル以内でなければならない。 (4) 使用するかごの網目は、10節(結節から結節までの長さ17ミリメートル)以上の大きさでなければならない。 (5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (6) [留萌小型船、留萌大型船及び下記以外の後志小型船に適用] 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに及びあぶらがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 [留萌・宗谷沿岸海域(2区)、石狩湾海域、日本海北部海域(2区及び3区)のみで操業する後志小型船に適用] ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに及びあぶらがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (8) [留萌・宗谷沿岸海域(2区)を操業区域に含む許可に適用] 次に掲げる海域においては、8月16日から9月15日までの期間中操業してはならない。 北緯44度20.1分の線、東経141度9.8分の線、北緯44度30.1分の線及び東経140度49.8分の線により囲まれた海域 [留萌大型船に適用] 5月1日から7月31日までの間の操業回数は48回以内とする。 (9) 我が国の領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。
	石狩湾海域 1区	別記のとおり	毎年、3月16日から11月20日まで						
	石狩湾海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 2区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月30日まで						
	日本海北部海域 3区	別記のとおり	同上						
同上	石狩湾海域 1区	別記のとおり	毎年、3月16日から11月30日まで	3隻	同上	同上		(日2)	
	石狩湾海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 2区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月20日まで						
	日本海北部海域 3区	別記のとおり	同上						
同上	留萌・宗谷沿岸海域 1区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月30日まで	6隻	30トン未満	留萌振興局管内に住所を有する者		(日3)	
	留萌・宗谷沿岸海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 1区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月20日まで						
	日本海北部海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 3区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月30日まで						
	石狩湾海域 2区	別記のとおり	毎年、3月16日から11月20日まで						
同上	留萌・宗谷沿岸海域 1区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月30日まで	5隻	同上	同上		(日4)	
	留萌・宗谷沿岸海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 1区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月20日まで						
	日本海北部海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 3区	別記のとおり	毎年、3月1日から11月30日まで						
同上	日本海北部海域 1区	別記のとおり	毎年、3月1日から8月31日まで及び10月1日から翌年1月31日まで	1隻	ア. 旧トン数適用船にあっては、総トン数75トン以下 イ. 新トン数適用船にあっては、総トン数108トン以下	同上		(日5)	
	日本海北部海域 2区	別記のとおり	同上						
	日本海北部海域 3区	別記のとおり	同上						

## 別記 操業区域

### 1. 留萌・宗谷沿岸海域 1区

石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線以北、東経140度49.8分の線以東、西能登呂岬突端と宗谷岬突端を結ぶ線以西の海域のうち、北緯44度30.1分の線以北の海域。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

### 2. 留萌・宗谷沿岸海域 2区

石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線以北、東経140度49.8分の線以東、西能登呂岬突端と宗谷岬突端を結ぶ線以西の海域のうち、北緯44度30.1分の線以南の海域。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

### 3. 石狩湾海域 1区

石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線、同線上、東経140度49.8分の点から神威岬突端に至る線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち、石狩市黄金山山頂から正西の線以南の海域。

### 4. 石狩湾海域 2区

石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線、同線上、東経140度49.8分の点から神威岬突端に至る線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち、石狩市黄金山山頂から正西の線以北の海域。

### 5. 日本海北部海域 1区

北緯44度30.1分の線以北、東経140度49.8分の線以西の海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。

### 6. 日本海北部海域 2区

久遠、島牧両郡界茂津多岬突端正西の線以北、北緯44度30.1分の線以南、東経140度49.8分の線と同線上、石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線との交点から神威岬突端に至る線以西の海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、次のアからオの線により囲まれた海域及びカからケの線により囲まれた海域を除く。

ア 神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線

イ 後海共第38号共同漁業権漁場区域の沖合側の線に沖合側1.5マイルの距離で平行する線

ウ 北緯42度58.1分の線

エ 茂津多岬突端から正北の線

オ 最大高潮時海岸線

カ 北緯44度30.1分の線

キ 東経140度49.8分の線

ク 北緯44度0.1分の線

ケ 東経140度39.8分の線

### 7. 日本海北部海域 3区

北緯44度30.1分の線、東経140度49.8分の線、北緯44度0.1分の線及び東経140度39.8分の線により囲まれた海域